

一般社団法人

西部日本ボールルームダンス連盟

プロフェッショナル選手会

定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人西部日本ボールルームダンス連盟プロフェッショナル選手会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を大阪市に置く。

2 当法人は、理事会の決議により、一般社団法人西部日本ボールルームダンス連盟（以下「連盟」という。）の事業区域に従たる事務所を置くことができる。

3 従たる事務所に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

(恭敬)

第3条 当法人は、連盟の定款、規則、規程を遵守するとともに、連盟の事業理念及び決定を尊重しなければならない。

2 当法人は、連盟の許可を得ることなく、独自にボールルームダンス競技会を主催、共催又は後援することができない。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 当法人は、ボールルームダンス競技選手（以下「選手」という。）相互の親睦並びに選手生活及びボールルームダンス競技技術の向上を図るとともに、西部日本におけるボールルームダンス競技の普及及び発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ボールルームダンス競技技術の調査、研究及び開発
- (2) ボールルームダンス競技に関する研修会及び講習会の開催並びに指導員の派遣
- (3) ボールルームダンス競技の普及奨励
- (4) ダンス競技に関する関係諸団体との連携及び協力
- (5) 選手の待遇改善に関する関係諸団体との折衝
- (6) 選手の災害補償その他福利厚生
- (7) ボールルームダンスによる地域振興及び文化・スポーツ振興
- (8) 機関紙等の発行
- (9) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、連盟の事業区域内において行うものとする。

第3章 社員

(法人の構成員)

第6条 当法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 連盟に所属している現役プロフェッショナル選手で当法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 登録会員 現役プロフェッショナル選手で当法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 SA級選手で現役引退により当法人又はその前身である西部日本ボールルームダンス連盟プロフェッショナル選手会を退社した元社員のうち、人格、見識ともに高く、当法人又はその前身である西部日本ボールルームダンス連盟プロフェッショナル選手会に特に功績のあった者で理事会の決議に基づき会長が委嘱した個人

2 前項の会員の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第7条 正会員、登録会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員、登録会員及び賛助会員は、社員総会において別に定める額の入会金及び会費（以下「会費等」という。）を支払う義務を負う。

2 会費等の支払いに関する事項は、理事会において別に定める。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出又は提供することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 正会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 当法人の定款その他の規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を毀損し、又は当法人の目的に著しく反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第11条 正会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 死亡し、若しくは失踪の宣告を受け、又は会員たる団体が消滅したとき
- (2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき
- (3) 破産手続開始の決定を受けたとき

- (4) 禁固以上の刑に処せられたとき
 - (5) 第8条第1項に定める会費等を納入せず、督促後なお会費等を1年以上納入しないとき
 - (6) 連盟の選手登録を抹消されたとき
- 2 登録会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
- (1) 死亡し、若しくは失踪の宣告を受け、又は会員たる団体が消滅したとき
 - (2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき
 - (3) 破産手続開始の決定を受けたとき
 - (4) 禁固以上の刑に処せられたとき
 - (5) 第8条第1項に定める会費等を納入せず、督促後なお会費等を1年以上納入しないとき
 - (6) 現役プロフェッショナル選手を引退したとき
- 3 賛助会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
- (1) 死亡し、若しくは失踪の宣告を受け、又は会員たる団体が消滅したとき
 - (2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき
 - (3) 破産手続開始の決定を受けたとき
 - (4) 禁固以上の刑に処せられたとき
 - (5) 第8条第1項に定める会費等を納入せず、督促後なお会費等を1年以上納入しないとき
 - (6) 当法人の名誉を毀損し、又は当法人の目的に著しく反する行為を行う等、賛助会員としてふさわしくないと理事会が決議したとき
- 4 名誉会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
- (1) 死亡し、若しくは失踪の宣告を受け、又は会員たる団体が消滅したとき
 - (2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき
 - (3) 破産手続開始の決定を受けたとき
 - (4) 禁固以上の刑に処せられたとき
 - (5) 理事会の決議により委嘱を解除したとき

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

(抛出金品の不返還)

第13条 会員が既に納入した会費等及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 社員総会

(構成)

第14条 社員総会は、正会員をもって構成する。

(権限)

第15条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又は本定款で定められた事項

(開催)

第16条 社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に定時社員総会を開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会を開催する。

(招集)

第17条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、当該社員総会において出席した社員の中から選出する。

(議決権)

第19条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第20条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長が決するところによる。

- 2 前項前段の場合において、議長は社員として決議に加わることはできない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

(議決権の代理行使)

第21条 社員は、他の社員を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、当該社員又は代理人は、代理権を証する書面を会長に提出しなければならない。

2 前項の代理権の授与は、社員総会ごとにしなければならない。

3 第1項の社員又は代理人は、理事会の決議により、代理権を証する書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項を当法人が指定する電磁的方法により会長に提供することができる。この場合において、当該社員又は代理人は、当該書面を提出したものとみなす。

(書面又は電磁的方法による議決権の行使)

第22条 社員総会に出席しない社員は、理事会の決議により、書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができる。

2 書面による議決権の行使は、議決権を行使するための書面に必要な事項を記載し、当該社員総会の招集通知に記載された期日までに当該書面を会長に提出しなければならない。

3 電磁的方法による議決権の行使は、議決権を行使するための書面に記載すべき事項を、当該社員総会の招集通知に記載された期日までに、当法人が指定する電磁的方法により会長に提供しなければならない。

4 前2項の規定により書面又は電磁的方法によって行使した議決権の数は、出席した社員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第23条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び当該社員総会において選任された議事録署名人は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第24条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上5名以内

(2) 監事 1名以上3名以内

2 理事のうち、1名を会長、2名を副会長とする。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(親族等の制限)

第25条 理事のいずれか1名と当該理事の配偶者又は3親等以内の親族その他法令で定める特殊の関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

(役員を選任)

第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及び本定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及び本定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐して、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、理事会においてあらかじめ定められた順序により、その職務を代行する。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

4 監事は、必要があると認めるときは、社員総会、その他委員会等に出席し、議長からの諮問に答え、又は意見を述べることができる。但し、監事は、出席した委員会等において監事としては議決権を有しない。

5 監事は、第3項に規定する場合において、必要があると認めるときは、法人法第93条第1項ただし書に規定する招集権者に対し、理事会の招集を請求することができる。

6 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

(役員任期)

第29条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員として選任された理事の任期は、前任者又は現任者の任期の満了する時までとする。

3 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任

により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第30条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。この場合、監事の解任については、第20条第3項の決議による。

(報酬等)

第31条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、社員総会において別定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

第7章 理事会

(構成)

第32条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、本定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長の選定及び解職

(招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、理事会においてあらかじめ定められた順序により、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、理事会においてあらかじめ定められた順序により、副会長が議長となる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 当法人は、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第8章 支部

(支部)

第38条 当法人は、従たる事務所のほか、第3条に定める目的を達成するため及び当法人と会員との連絡調整を図るため、理事会の決議により、連盟の事業区域に支部を設置することができる。

2 支部の名称及び区域は、理事会の決議により定める。

3 支部には、支部の事務を行うため、支部長1名及び規則で定めるその他の役職を置く。

4 支部長は、支部を代表し、支部の事務を統括する。

(支部規則)

第39条 本定款に定めるもののほか、支部に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第9章 その他機関

(委員会等の設置)

第40条 当法人は、本定款に定めるもののほか、理事会の決議により、その他必要な委員会を置くことができる。

2 前項の委員会のほか、会長は、必要がある場合には、臨時に特別の諮問機関を置くことができる。

(委員会等規程)

第41条 前条の委員会等の構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(相談役及び顧問の設置)

第42条 当法人に、相談役及び顧問を若干名置くことができる。

2 相談役は、当法人又はその前身である西部日本ボールルームダンス連盟プロフェッショナル選手会の会長経験者の中から理事会の決議に基づき会長が委嘱する。

3 顧問は、ボールルームダンス競技に造詣が深く、組織運営の経験が豊富で当法人の活動に理解のある者の中から理事会の決議に基づき会長が委嘱する。

(相談役及び顧問の職務及び権限)

第43条 相談役及び顧問は、当法人の運営に関して会長からの諮問に答え、必要があると認めるときは、会長に対して意見を述べなければならない。

(相談役及び顧問の任期)

第44条 相談役及び顧問の任期は、就任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員として選任された相談役及び顧問の任期は、前任者又は現任者の任期の満了する時までとする。

(相談役及び顧問の解嘱)

第45条 相談役及び顧問は、理事会の決議によって解嘱することができる。

(相談役及び顧問の報酬)

第46条 相談役及び顧問の報酬は、無償とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第10章 会員の権利及び義務

(品位の保持等)

第47条 会員は、常に品位を保持し、人格を陶冶するとともに、ボールルームダンス競技普及及び発展に努めなければならない。

(守秘義務)

第48条 会員又は会員であった者は、当法人の事業に関して知り得た事実を他に漏らし、又は自己若しくは第三者の利益のために利用してはならない。

(定款等の遵守義務)

第49条 会員は、当法人の定款、規則、規程及び社員総会の決議を遵守しなければならない。

第11章 財産及び会計

(事業年度)

第50条 当法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

(剰余金)

第51条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

(資産の管理)

第52条 当法人の資産は会長が管理し、その方法は理事会が定める。

(事業計画及び収支予算)

第53条 当法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 第1項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第54条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第12章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第55条 本定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第56条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第57条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第

5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第13章 公告の方法

(公告)

第58条 当法人の公告は、官報に掲載してする。

第14章 補則

(委任)

第59条 本定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。